税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。）について、法第20条の９の３第１項若しくは第２項、第53条の２、第72条の33の２又は第72条の48の２第４項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

［２～10　略］

第十号の五様式（第三条の四・第三条の四の三・第五条の二・第五条の四関係）

［様式　別紙三十二　挿入］

第10号の５様式記載要領

１　この申請書は法第55条の２第１項、第55条の４第１項、第72条の39の２第１項又は第72条の39の４第１項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第８条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第９条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。

［２・３　略］

第十二号の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙三十四　挿入］

［備考　略］

第十三号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第四条の四関係）

［様式　別紙三十六　挿入］

第13号様式記載要領

１　この申請書は、法第72条の25第２項（法第72条の25第６項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は第４項（法第72条の25第７項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第８条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第９条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により申告書の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。

［２～６　略］

第十三号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第四条の四関係）

［様式　別紙三十八　挿入］

［第13号の２様式記載要領　略］

第十四号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第四条の四関係）

［様式　別紙四十　挿入］

第14号様式記載要領

［１～４　略］

５　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第３項又は第５項（これらの規定を法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第８条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合

［２～10　同左］

第十号の五様式（第三条の四・第三条の四の三・第五条の二・第五条の四関係）

［様式　別紙三十一　挿入］

第10号の５様式記載要領

１　この申請書は法第55条の２第１項、第55条の４第１項、第72条の39の２第１項又は第72条の39の４第１項の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。

［２・３　同左］

第十二号の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙三十三　挿入］

［備考　同左］

第十三号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第四条の四関係）

［様式　別紙三十五　挿入］

第13号様式記載要領

１　この申請書は、法第72条の25第２項（法第72条の25第６項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は第４項（法第72条の25第７項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により申告書の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。

［２～６　同左］

第十三号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第四条の四関係）

［様式　別紙三十七　挿入］

［第13号の２様式記載要領　同左］

第十四号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第四条の四関係）

［様式　別紙三十九　挿入］

第14号様式記載要領

［１～４　同左］

５　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第３項又は第５項（これらの規定を法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）に